

公表日 令和5年6月30日

	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	71.6%
正規職員	88.6%
契約・特任職員等	113.3%

付記事項

対象期間	令和4事業年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
賃金	基本給、超過労働に対する時間外勤務手当、期末・勤勉手当、通勤手当等を含み、退職手当等を除く
正規職員	教員および職員（無期転換フルタイム特任職員を含む）
契約・特任職員等	契約職員、特任職員（無期転換フルタイム特任職員を除く）、非常勤講師、非常勤実習助手、臨時雇用職員（TA等の学生勤労者は除く）
その他	契約・特任職員等について、勤務形態が多様なため正規職員の所定労働時間（7時間45分）での人員数の換算は行っていない。

公立大学法人滋賀県立大学